

## 農林水産省料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾要領

制定	平成22年10月13日付	22総合第	209号
改正	平成24年8月23日付	24食産第	2525号
改正	平成27年10月1日付	27食産第	2379号
改正	平成29年4月3日付	28食産第	5941号

### 第1 趣旨

この要領は、農林水産省が著作権法（昭和45年法律第48号）第61条第1項の規定により著作者から著作権を譲り受けた「料理人顕彰制度ロゴマーク」（以下「マーク」という。）の同法第63条の規定による利用の許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 マークの目的

マークは、我が国農林水産業・農山漁村及び食品産業の発展を図るために創設された農林水産省料理人顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）を周知するとともに、受賞した料理人の関係する商品・サービスに掲示することを通じ当該料理人のステータス向上を目的として定めるものとする。

### 第3 図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) マークの利用許諾を受けた者及び第6の報告を行った者（以下「利用者」という。）は、マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。

### 第4 利用許諾の申請及び許諾

- (1) マークの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「様式1」により農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長（以下「外食産業室長」という。）宛に申請しなければならない。
- (2) 外食産業室長は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」の「料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾証」を申請者に発行する。
- (3) 外食産業室長は、マークの利用申請及び利用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、またマークの利用許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、利用許諾の取消し及び是正のための措置をとることができる。

### 第5 マーク利用の報告

マーク利用の報告については、様式3により、申請した利用期間終了後概ね1ヶ月以内に外食産業室長宛に報告しなければならない。

### 第6 利用許諾の申請の除外

顕彰制度の趣旨に賛同し支援する団体（料理マスターズ倶楽部及びその会員（以

下「会員等」という。))が、マークの目的に沿った利用を行う場合には、利用許諾の申請の手続を省略することができる。ただし、利用に当たり、利用する日の10日前までに、「様式4」により外食産業室長宛に届出なければならない。

## 第7 マークの表示条件

利用者は、次に掲げるものにマークを表示することができる。

- (1) 会員等が経営若しくは所属する飲食店等の店頭、又は会員等が販売する商品若しくは会員等が共同開発することによって発売する商品
- (2) (1)に規定される商品を収容する容器箱又は当該商品をまとめて収容する容器箱
- (3) 顕彰制度の周知のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材
- (4) 利用者（利用者が団体等である場合にはその関係者を含む。）の名刺

## 第8 マークの利用料

マークの利用に係る対価は徴収しないものとする。

## 第9 利用者の義務

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに外食産業室長に通知するものとする。
- (3) 利用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は利用者が負担するものとする。
- (4) 利用者は、利用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- (5) 利用者は、外食産業室長から要請がある場合は、マークの利用実態の報告又はマークを利用した商品等の提出を行わなければならない。

## 第10 マークの適正利用

外食産業室長は、マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に利用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 利用許諾の取消し
- (3) 社名公表
- (4) 訴訟

附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。